

東洋石綿の元従業員が国賠提訴 河内長野市の石綿工場

泉南アスベスト訴訟に対する最高裁判決を受けて、2016年6月2日、坂尾正次さん(83)が大阪地裁にアスベスト被害に対する国家賠償を求める訴えを提起した。河内長野市にあった東洋石綿の元従業員である坂尾さんは、2005年にじん肺管理区分における管理2の決定を受けている。実際に東洋石綿に勤めていたのは1958年10月から1978年11月の約20年間であり、国の提示する和解条件である、①1958年(昭和33年)5月26日～1971年(昭和46年)4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと、②その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと、③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること、の条件を満たしている。

東洋石綿元従業員による初めての国家賠償訴訟

東洋石綿は1914年(大正3年)創業、2001年まで石

綿含有板を製造してきた会社である。最盛期には月間50トン以上の白石綿を使って製造していたということで、10数年前の聴き取り時にじん肺管理区分決定を受けた退職者が8人いることを確認している。しかし、厚生労働省の発表する、「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(建設業以外)」において、東洋石綿を事業所として労災による補償が認められたケースは1件にすぎない。

それでも、東洋石綿周辺においては2005年春に工場の近くに住んでいた男性が悪性胸膜中皮腫で亡くなったことをき



入庁する竹藪豊弁護士(前列左から)、坂尾梅子さん、位田浩弁護士

かけに、河内長野市が国に対してリスク調査の実施を求め、大阪府泉南地域等の一部として環境省による「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」が実施されている。現在も地域住民のアスベスト被害に対する関心は高く、河内長野市は周辺住民への環境被害を重視し、毎年地域住民向けに健康診断を実施しており、本年度は10月25日、11月22日に実施が予定されている。

坂尾さんは現在入院療養中であり、提訴時に一緒に入庁できなかつたが、明るい笑顔で見送ってくれた。第一回期日は本年7月15日、多くの方の傍聴を期待している。

数少ない労災補償を受けていない被災者の国賠提訴

坂尾さんに管理2が認められたのが2005年で、決定通知を受けてすでに10年もの歳月が過ぎている。また坂尾さんの場合は合併症が認められていないので、じん肺を抱えて補償のないままこの期間を過ごしてきたことになる。労災補償を受けていない方による提訴は坂尾さんのほかには、5月末までに提訴された57件のうち1件のみである。定期的じん肺特殊健康診断でも合併症が認められている件数が全体の1%程度と極めて少ないことを考えると、管理4以外の石綿肺に罹患し合併症を併発していない方はかなりの数に昇るのではないだろうか。それにもかかわらず国賠訴訟の提訴においては、そのほとんどが労災補償を受けている被災者あるいは遺族であるから、潜在的な対象者を今後とも掘り



東洋石綿工場内で作業する坂尾さん

起こしていかななくてはならない。

記者会見

記者会見では、出席できなかった坂尾さんにかわり、奥様の梅子さんが出席し、コメントをしてくれた。石綿ばく露状況についても坂尾さんからきちんと聞いており、他の元従業員に対する気遣いも見せていた。

既に述べたように東洋石綿の元従業員のうち、管理区分決定を受けた方は複数いる。今回の報道は間違いなく他の元従業員に届き、次の提訴につながる機会となることだろう。

崩壊寸前の外国人技能実習制度 広島の特蠣打ち現場から

広島カープの快進撃が続く一方、今年の広島のカキは不漁であるという。

普段はカープさえ勝てば機嫌の良いおっさんも含めて、外国人技能実習制度を利用する特蠣屋は一様に頭を抱えている。人を雇ってしまったのに仕事がないからである。パートとして近所のおばちゃんを雇っている程度であれば、「しばらく仕事ないけん」とでも言っておけば、近所付き合いの誼もあって問題にならない。しかし、出稼ぎ感覚の外国人技能実習生についてはそうもいかない。十分に技能実習生の面倒を見ている受入企業であればともかく、普段の扱いが悪く、さらに賃金が減るとなると技能実習生も我慢しなくなり、外部に支援を求めるようになる。

広島の特蠣養殖作業に従事する外国人技能実習生の就労実態から、すでに壊滅的な状態にある同制度の運用状況を紹介する。

広島の特蠣打ち実習風景

第一に仕事については、自然相手なだけに労働時間はまともに管理されていない。特に採苗という、行政からの情報提供に合わせて船を出して特蠣の幼生を取りに行く

種獲りについては時間の指定はない。作業可能な時間も限られており、タイミングを逃すと数百万円の将来の利益を取り損なうこともあるという。種獲りは特蠣屋同士で競争になるらしく、情報が入り次第急ぎ船を出さなくてはならないため、出航が深夜になることもあるが、深夜勤務に割増賃金を出さなくてはならないということを知っている特蠣屋はほとんどいないので、当然不払い賃金が発生する。

陸のうえでの労働時間も長く、休憩時間は短い。秋ごろからシーズンを迎える特蠣打ちという特蠣の殻剥き作業に対しては、時給ではなく歩合制で賃金が支払われることもある。近所のおばちゃんがやってきて技能実習生と並んで作業を行うところ、作業に不慣れな外国人に対して時給で支払うとおばちゃんがへそを曲げるためである。また、鮮度重視の生き物を扱っているため、収穫後はすぐに殻が剥かれて出荷されなくてはならない。休日だからといって食べ頃の生産物が待ってくれるわけではなく、作業は仕事がある限り続けられる。ある技能実習生本人の残した労働時間メモによると、就労を開始した11月22日以降、翌年5月2日まで休日は一切ない。「さすが

にそれはないだろう」と、事業主から押収した「裏」労働時間メモも調べてみた。するとこのメモでも休みなく就労していることが明らかであった。入社後5か月以上休日ゼロなんて、加えて常夏の国から来て5か月間毎日冷たい水仕事なんて、温暖な瀬戸内でも耐えがたい環境ではないだろうか。

契約書は交わしているものの、技能実習生本人はそれを所持していない。労働条件を知らされないまま働いているので、金額が多ければ技能実習生から苦情は出ない。実際、来日後支払われた賃金は、12月22万1516円、1月18万7686円、2月19万2089円、3月20万4370円、4月20万6807円、5月20万4553円となっており、休みもなく毎月360時間から400時間働いたことに目をつぶれば、ずいぶんと収入があったような気にさせられて、賃金が不当に少ないと疑うこともなかった。

業務上負傷することも多いが、人を雇ったことのない牡蠣屋は労災保険の手続きなどしない。船上で怪我をしても傷口を海水で洗えばよいという程度の認識しかない。漁船転覆による技能実習生の死亡災害が発生した際にも一切協力がなかった。恒常的な長時間労働を原因とした脳心臓疾患や精神疾患についてはまだ聞いたことがないが、インドネシア人技能実習生による自殺が1件報告されている。

組織的な違法行為



海と山しかない風景。静かな海に牡蠣筏が浮かぶ

外国人技能実習生なので、在留資格の更新のたびに就労実態の報告をしなくてはならないが、正直に前述のような事実を報告すると受入停止になってしまう。

昨今は労使協定で定められた時間を超える超過勤務について、入国管理局が厳しく取り締まる傾向にある。この事業所では労働基準法に基づいて36協定が締結されているものの、所定外労働時間は1日3時間、1か月42時間、1年320時間で締結されている。特別条項欄を見ると、年間6回、1か月の所定外労働時間が80時間まで認められるが、就労開始後6か月で毎月200時間を超える時間外労働に従事しており、言うまでもなく論外である。

また、1年単位の変形労働時間制を導入し、1年間の事業所カレンダーを監督署に提出しているが、自然相手の事業に1年単位の変形労働時間制は不相当である。まず、協定書では繁忙期に48時間の週労働時間を設定しているが、48時間では到底足りない。次に繁忙期の増えた週あたり8時間の労働時間は、5月から8月までの閑散期に週あたり8時間の労働時間減が予定され

ているにもかかわらず、5月以降も従来通りの労働時間仕事をしているので、結局残業手当がかさむことになる。この結果、多額の未払い賃金が発生していることが明らかになった。これとは別に36協定の特別条項をよく読むと、労働者数7名であるのに60時間を超える時間外労働に対して5割の割増賃金を支払うことになっている。労働者としては小躍りしたくなるような話だが、なぜこの事業主は自ら足枷を科するような協定をわざわざ結ぶのだろうか。尋ねてみると、「ああ、そお？そんなもん、私ら分からんけん」と困ったように言う。

この協定書は広島県社会保険労務士会所属の社会保険労務士が監督署に提出している。ところが社労士から零細企業だから割増賃金を50%にしなくてもよい、などとアドバイスはされていない。さらに事業主は何食わぬ顔をして「そんなもん払わんよお。入管には、これを出しとるけん」と事業所カレンダー通りに労働時間が記載されている勤務時間表と、それに基づいて計算された賃金が打ち込まれている賃金台帳を出してきた。パソコンで作成している整理された資料であるが、どの1か月、どの1日分の労働時間を取っても何一つ事実を反映していない完全なねつ造資料である。当然賃金も1か月分すら合わない。入国管理局に虚偽の報告を行った場合、偽変造文書等の行使・提供として5年間の新規外国人技能実習生の受け入れ停止措置が

待っている。また、この賃金台帳に基づいて税務署や市町村にも源泉徴収票を提出しているのだから、税法上も問題があることは言うまでもない。

本来であればこのような事業所に助言と指導を行う役割を担うのが技能実習生受入の日本側窓口である監理団体である。しかし、一般に協同組合という形態をとる監理団体は、組合員である受入企業に脱法指南を行うばかりで正しい受入のための指導を行うことはない。パソコンのない事業所にはわざわざパソコンで作成された資料を用意し、事業主に代表者印を押させて社労士を通じて提出させたものと思われる。「これに代表者印を押しておけば大丈夫」とだけ説明を受けている事業主は、何も考えずに用意された書類に判を押しているにすぎなかった。

技能実習生を逃がさない工夫

外国人技能実習生が出稼ぎ感覚を持ち続けてくれば、違法技能実習環境は発覚することなく維持することができる。それで



送り出し機関には彼ら実習生9名の保証金合計360万円が会社から支払われていた。

も、楽しい都市生活や賃金が低くてももっと楽な仕事など、技能実習生にとって逃亡するだけの理由はお金以外にまで広がってきている。そのために逃がさない工夫を取っている。

一番簡単な方法は技能実習生の賃金管理である。生活に必要な分だけ現金を与え、残りは貯金させておく。キャッシュカードは作らせず、通帳は会社で保管する。実習生が送金を希望しても「もう少し貯めてからまとめて送れ」と指示する。日本語を身に付けさせなければ農協や郵便局とコミュニケーションを取ることができないので、貯金の引き出しや送金を自分自身で行うことはできない。100万円もの貯金を残して逃亡するほど豪気な技能実習生はほとんどいないだろう。

江田島、倉橋などの安芸群島においては出身国に関係なく、技能実習生は本国の送り出し機関によって逃亡阻止のために保証金が徴収されている。ある保証金に関する合意書では、「逃亡・途中帰国などで3年の労働義務を果たさない場合、保証金は返還しない」と記載されており、法務省の定める受入指針上でいうところの不正行為にあたる。また、携帯電話、パソコンなどの通信機器の所有を禁じられている。といっても、通信機器については誰でも簡単に手に入れることができるし、「オカーサン、ケタイカウカラ、オカネクダサイ」と実習生から会社に対して平気な顔をして申し込んでいる。受入企業も、技能実習生が携帯電話を所持した場合、その番号を把握していればを監理団体に報告することまでしな

い。そもそも技能実習生が逃亡を図ろうとして外部とコンタクトを取っても、逃げようがない地域に住んでいるためである。集落に外部から誰か来れば必ず発覚するし、こっそり逃亡を図ろうにも交通手段がない。

このような違法な技能実習生の管理は、技能実習生から「オカーサン」と呼ばれる人物が行う。オカーサンはおそらく「お母さん」から来る言葉で、技能実習生らも表向きは彼女と仲良くしている。通帳が取り上げられているということ以外に、2週間に一度の買い出しのための車を出してくれるからである。この機会を失うと、次の2週間は水と捨てられた海産物だけで過ごす羽目に陥る。

このオカーサンはたいていが嘘吐きで、不正行為の指摘を受けた息子や旦那さんが「まずいことになった」という顔をしてうつむいてしまう横で、堂々とごまかそうとする。あるケースでは会社の不正行為を告発した技能実習生による窃盗事件をでっち上げて、当局からの聴き取り直前に無理矢理その実習生を帰国させようとした。「技能実習生が何か盗んだというのであれば、まずは警察に被害届を出せ」と申し入れると、「本人の将来のため警察沙汰にせず帰国させた方がよいと思った」と、監理団体と一緒に弁明する。また別のケースでは、労働組合に相談した技能実習生に対してオカーサンが「恩知らず」と大書して本人らに突き付けていた。通帳を管理し、送金にまで口を出すのは過剰な介入だと思うが、それすらも「本人らのためだ」と嘯くよう

に、オカーサンでありながら、反抗できない子どもを得て封建的な父権を振りかざしている。

牡蠣養殖業の未来

金銭だけの問題ではなく、過酷な労働環境、退屈極まりない生活環境に外国人技能実習生は来なくなる。牡蠣養殖の技能実習が来日の足掛かりに利用されて到着後まもなく逃亡する事件も発生している。発展途上国出身者だとバカにしているうちに、いつの間にか経済成長を続ける送出し国からも敬遠される労働環境が取り残されていたのである。ある事業主は「結局、ここには何も娯楽がないけんのお！」と天を仰ぐ。以前は日本人の配偶者を持つフィリピン人女性を採用していたが、彼女らもすぐに辞めてしまったという。入管や監督署の調査すら行われない僻地であるため、不法就労者にとって安寧の地となる可能性も考えてみたが、最早彼らすら来てくれない。

技能実習生に関していえば、まず中国人が来てくれなくなって、やむを得ず送り出

し機関を東南アジアにシフトした。それがわずか数年でいかに厳しく監視しても逃亡するようになってきている。しかも来日後すぐに逃亡するのだから、送り出し機関から受入企業まで押し並べて商売あがったりの状況である。未払い賃金や違法な管理などの不正行為について目をつぶってきた広島入国管理局も、逃亡事案に対しては真剣に向かい合わざるを得ない。逃亡については受入企業や監理団体に対する受入停止などの処分が下されるので「逃亡したので替りを連れてくる」と言うわけにはいかず、場合によっては将来の受入まで危うくなるのである。技能実習生らの意図するところではないだろうが、外国人技能実習制度の枠組みの中で一番の弱者であった技能実習生が、制度を内部から破壊しつつあるのではないだろうか。

今後は送り出し機関から受入企業まで、「働かせてやっている」ではなく、「働いていただく」という姿勢に転換しないと、これらの職種では技能実習生すら集められなくなっていくに違いない。

惨事ストレス — 救援者の “心のケア”

阪神・淡路大震災で初めて問題になった「惨事ストレス」は東日本大震災で深刻化しています。消防士・警察官、自衛隊員、自治体職員、教職員、ボランティアなどの救援者が、被災地の悲惨な現実を目の当たりにし、さらに先が見えない復興活動のなかで心身が疲弊し、体調を崩して心の病に陥り、自殺者まで出ています。

本書は、この救援者の「惨事ストレス」の現状を捉えなおしながら、心のケアを考えます。(2014.12)

『惨事ストレス』編集委員会 [編著] 緑風出版
四六版並製 / 216頁 / 2000円
<http://www.ryokufu.com/isbn978-4-8461-1421-3n.html>



安全の きいわあと

その4：職長

労働安全衛生対策のうち、安全衛生教育が大変重要な意義を持っている。毎日作業を行う労働者やその労働者を指揮、監督する者が必要な知識を持ってさえいたら防げる災害はとても多い。

だから労働安全衛生法は、第6章に「労働者の就業に当たっての措置」を設け、いくつかの教育の実施を事業者に義務付けている。クレーンの運転など一定の業務については、免許を受けた者や所定の技能講習を修了したものにしかさせてはならないこととしている。

安全衛生教育の中身としては、新たな労働者を雇い入れたときと、作業内容を変更したときに行う教育、一定の危険又は有害な業務に労働者をつかせるときに行う特別教育がある（労働安全衛生法第59条）。

労働安全衛生規則で、教育内容の項目も指定されているが、危険有害業務に必要な特別教育では、より詳細な教育内容と時間数についても定められている。安全に必要な知識の習得なのだから当然だろう。

そして次の条文（第60条）に出てくるのが「職長等の教育」と呼ばれる安全衛生教育だ。「事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新た

に職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、…安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」とある。

「職長」とは、辞書で調べると「職場の長。または、職工の長。」（大辞林）とある。まあ意味するところは常識的に理解できるが、「職工の長」などと説明されるように、やや古めかしい言葉のようだ。

「その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者」を含んでいるのだから、要するに職場の一番現場に近い管理職ということになる。作業長、班長などと呼ばれているかもしれない。

この職長になるときに義務付けられる教育の中身は、①作業方法の決定及び労働者の配置、②労働者に対する指導又は監督の方法、③危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、④異常時等における措置、⑤その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動で、合計12時間、項目ごとの配分も定められている。

12時間ということは、2日間をまるまる教育に当てなければならない。いいかえれば、現場の長となるためには、まる2日間、安全のことだけを考える経験をしろということになる。

この教育は結構大事なことだと思うのだが、義務付けの業種は限定されている。それは建設業、一部を除く製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業だ。本当はこの職長等の教育、もっとたくさんの業種でも効果を及ぼすと思うのだが、現在はそうっていない。

連載 それぞれのアスベスト禍 その63

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

中皮腫の確定診断をめぐって

死亡診断病名がその後の病理解剖によって変わることがある。私の夫の場合も「中皮腫」という死亡診断名から「肺がん」に変わった。しかし徳島県阿南市のT美さんの夫、Mさんはその逆だった。

徳島県阿南市在住のMさんは2013年9月に右下腹部に痛みを感じて近所の胃腸科を受診した。しかし原因が解らないので阿南共栄病院に紹介されて検査し、胸水貯留を確認した。その後徳島赤十字病院に転院したが、「細胞の検査は患者にとって苦痛だから」といわれ、その後膿胸を発症して開胸手術を行った。そして「癌ではない」と説明をうけた。その後も体調は回復することなく、複数の病院を受診した。

2014年7月24日、徳島赤十字病院において初めて「アスベストかもしれない」、「中皮腫かもしれない」との言葉が出た。しかし細胞診の結果は「肺がんと中皮腫の疑い」だった。2015年4月4日、Mさんは永眠され死亡診断名は「肺がん」になった。

Mさんは大学卒業後の4年間、大阪市内の建設会社に勤務していた。その後地元の

徳島に戻り、設計士として働いた。当初は設計事務所に勤務し、その後は妻のT美さんの実父が経営していた設計事務所を任せられるようになった。病院で言われた「アスベスト」の言葉が忘れられないT美さんは8月に東京亀戸のアスベストセンターに相談の電話をし、その後、私の方に紹介された。

ばく露の原因として考えられることは、

1) 大阪市内の建設会社に勤務していた時
吹き付けアスベストのある現場に行っていた

2) 設計事務所の時代に現場に行った

この2点だが、設計事務所勤務の現場は一般の住宅であり、石綿含有建材を切断するなどの作業現場にすることもなく、頻度も少ないので高濃度ばく露はない。大阪の建設会社では「アスベストがあった」と本人も言いのこしているが、石綿肺がんの認定基準を満たすほどの勤務年数は無い。

そこで私は考えた。「環境再生保全機構に申請しましょう」とT美さんに勧めたのだ。本当に肺がんなのか、あるいは中皮腫なのか、環境省に判断してもらえばいい。もし中皮腫だったら、建設会社勤務の4年間でも労災認定要件は満たしている。

2月に申請をして待つこと数か月。6月30日に「環境再生保全機構から認定通知

がきました。中皮腫です」と泣きそうな声でT美さんから電話が入ってきた。よかった、と言いながらも「大変だ、早く監督署に行かなければ」と私は思った。

Mさんが亡くなって既に1年3か月経過している。労災休業補償請求権が日々消滅している。発症後から病名が確定されないままに死期を向かえる辛さと、無念さ、そしてご遺族の心の痛みを私は充分に知っている。病名が確定された今、少しでも早く被災労働者の権利を守りたいのだ。

「阿南労働基準監督署に行きましょう」と、T美さんと共に7月4日、アポもなく監督署を訪問した。対応する職員に休業補償請求書の用紙を出してもらい、事情を話して「早く受付印を押して」と迫った。阿南監督署の労災課担当者は困惑していた。

きっとこんな話は聞いたこともないだろう。しかも所轄の労働基準監督署は大阪中央労働基準監督署だという。一通りの説明の後で、大阪中央監督署労災課にも電話した。ことの経緯を説明すると阿南署の担当者とは直接話し合っ、スムーズに対応してくれた。本来ならそこで持ち帰る予定だった労災の請求書も、後日大阪中央監督署からT美さんのもとに「不備返戻」された。

2013年9月の発症時にもっと適切な対応ができていたら…と悔やまれるが、それでも何とかここまで辿りつけた。あとは無事に労災認定されるだけだ。

この経験から、T美さんのようなケースが他にもまだあると実感した。そしてなによりも病名の確定は、遺されたご家族の魂を救ったのだと確信した。



灰かな希望

アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本 貞章 著

「術後3年生存率20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。—

かもがわ出版 <http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html>
 本体 1700円 +税

★オススメ!! 労災職業病チャンネル★

<https://www.youtube.com/channel/UCI8fo24If085u3MamCVB7yQ>

NPO 法人神奈川労災職業病センターのYouTube「労災職業病チャンネル」派遣法、職場のいじめ嫌がらせ、過労死、被ばく労働... 専門家による様々な講演などを発信しています。是非ご覧ください!

第3回は【人間らしい労働(ディーセントワーク)とは何か? 「職場ドック」とは何か?】
 ゲストは産業医としての経験豊富な天明佳臣医師

韓国からの ニュース

■建設労働者、南揚州地下鉄爆発の「責任者処罰」を要求

1日の7時20分頃、南揚州（ナムヤンジュ）市の地下鉄工事現場で、鉄筋などを切る溶断作業中のガス爆発で崩壊事故が起き、4人が亡くなり10人が重軽傷を負った。民主労総・全国建設産業労働組合連盟は3日、「政府は建設労働者を死の現場に押し込んだボスコ建設を厳しく処罰し、安全に対する真の解決策を準備せよ」と主張した。

労組は、△安全管理を粗雑にした元請けボスコ建設への厳しい処罰、△落札制と多段階下請け廃止など建設産業構造の根本的な改善、△人員の70%が非正規職である建設現場の安全管理者の正規職化、などを要求した。

労組は記者会見で、「私たちは数百回も繰り返される建設現場の産業災害を見てきた」が、「再び軽い処罰が続くなら、第2、第3の建設現場の事故が発生するだろう」と強調した。2016年6月3日 民衆の声 イ・スンフン記者

■「悪性リンパ腫」もサムソン半導体職業病

サムソン電子半導体工場で働いて悪性リンパ腫で亡くなった女性労働者が、4年余りかけて産業災害を認められた。サムソン半導体労働者のうち、悪性リンパ腫で労災が認められたのは今回が初めて。

勤労福祉公団と、半導体労働者の健康と人権守り（パノリム）によれば、悪性リンパ腫の非ホジキンリンパ腫に罹って2012年8月に死亡したBさん（死亡当時28才）の遺族は、今月

1日に公団から労災認定を通報された。

Bさんは2002年4月にサムソン半導体器興（キフン）工場に入社し、3年7ヶ月働いたが、健康悪化で2006年1月に退社した。2010年11月に悪性リンパ腫（4期）の診断を受け、1年9ヶ月後に亡くなった。

遺族は2012年10月、勤労福祉公団に労災を申請した。公団は3年8ヶ月経って「故人の悪性リンパ腫は、ベンゼンなどにばく露して発生した業務上疾病」と認めた。

Bさんを含めてこの日までに公団と裁判所で労災が認められたサムソン電子半導体工場の労働者は11人だ。白血病・乳癌・脳腫瘍・卵巣癌・再生不良性貧血に続き、悪性リンパ腫も業務上災害の範囲に新しく追加された。

パノリムの関係者は「各種癌と稀貴難治性疾患に罹ったと情報提供してきたサムソン半導体・LCD労働者は224人にもなり、このうち77人は既に死亡した」。「サムソンはこれ以上責任を回避せず、対話に応じなければならない」と主張した。2016年6月7日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

■下請け労働者の事故、元請け業者にも責任を問う

下請け労働者の産業災害を予防しなければならない元請け業者の責任が強化される。最近続いた事故で再確認された「危険の外注化」を防ごうという趣旨だ。

雇用労働部は17日、「最近発生した『九宜駅スクリーンドア修理作業員の死亡』『南揚州地下鉄工事現場ガス爆発』事故などを契機に、元請け業者の労災予防責任を強化する産業安全保健法の改正を推進することにした」とし、「今月中に改正案を国会に提出する予定」と明らかにした。改正案によると、元請けが下請け労働者に対して安全措置をしなければならない場所が、現行の、崩壊、火災、爆発、墜落の危険が

ある場所など「20ヶ所」から「勤労者が作業するすべての場所」に拡大する。また、下請け労働者の災害予防のために、安全・保健措置に違反した場合、元請けも下請け業者と同じように「懲役5年以下、または罰金500万ウォン以下(下請け労働者が死亡した時は懲役7年以下、または罰金1億ウォン以下)」に処される。現在の処罰規定は懲役1年以下、または罰金1000万ウォン以下になっている。これと共に、現在は、元請け業者が下請け業者に、有害、危険作業を任せる時に受けなければならない政府認可の有効期間がないが、改正案はこれを3年に限定した。期間が満了する毎に、下請け業者の安全・保健を評価して請負期間を延長しなければならない。

政府は同じ内容の改正案を19代国会に提出したが、会期満了で法案が自動廃棄されたため、20代国会に再び提出する。

政府は事業主の労災隠蔽に対する処罰を強化する産業安全保健法改正案も、この日立法予告した。故意に労災を隠した事業主に、懲役1年以下、または罰金1000万ウォン以下の刑事処罰をする条項が新設される。現在は過怠料だけを賦課している。また、元請けが下請けに提供しなければならない安全・保健情報の範囲を、「化学物質など製造設備の改造・分解作業など」から「窒息・崩壊の危険がある作業」に拡大する。これと共に、一つの工事現場で様々な施工



死亡事故のあった九宜駅スクリーンドア前には花や菓子が積まれている

者が共同作業する時は、発注者が「安全保健調停者」を選任して安全管理の混線を防がなければならない。

これに対して労働界は、元請けの責任を強化したことには肯定的だが、根本的には、有害、危険作業の請負を禁止する対策が必要だと主張した。韓国労総・産業保健室長は「九宜駅事故以後、ソウル市は危険な作業場は直営化すると明らかにしたのに、雇用部は請負を認めるという立場を明らかにした」と批判した。2016年6月17日 ハンギョレ新聞 チョン・ウンジュ 記者

■オキシは労働者にも苛酷だった

大型マートでオキシ製品を販売陳列してきたKさん(42)は、5月中旬「勧告辞職」を通告された。契約期間がまだ残っているのに、派遣業者は何の補償もなく、販売職は5月30日、陳列職は6月30日までに荷物をまとめるように知らせてきた。元請けのオキシは10日前に販売職員を集めて教育する時にも、「(加湿器殺菌剤)被害者と合意中」であると、安心させた。Kさんは「月123万ウォンをもらって、夜間勤務も拒まず一日9時間ずつ働いたのに、モノのように捨てられるのが腹が立つ」と話した。彼女は勧告辞職通知から3日目に、結局辞職願いを提出した。「他の職員もみな(辞職願いを)出したし、オキシが今後営業できるかも分からない状況でしょう。何よりお客さんに非難されて仕事をするのが、とても荷が重かったです。」

オキシは大型マートに派遣した販売陳列職労働者300人余りを解雇している。消費者団体を中心に始まったオキシ製品不買運動が全国的に広がり、大型マートがオキシ製品の販売を縮小したり中断して、販売陳列を担当した派遣労働者が辞職を強要されている。民主労総サービス連盟は「オキシは消費者に殺人製品を販売して莫大な利益をあげながら、労働者には低賃金



オキシ本社前で抗議行動する市民団体ら (6/31)

の派遣労働者を使い続けた」とし、「会社の過ちで製品不買運動が広がったが、その被害を労働者に押し付けている」と指摘した。

加湿器殺菌剤事件が社会的な問題として浮び上がった後、大型マートなどでオキシを販売する派遣労働者は非難と刺々しい視線を甘受しなければならなかった。Kさんは「お客さんが『人を殺した会社で働くのか』と力一杯蹴ってきて、オキシ・ブランドが付いたエプロンや名札を付けることができなかった」と話した。オキシや派遣業者はこれに対応指針を準備せず、このような状況を放置した。ほとんどが子供を育てている女性労働者だけに、その苦痛はより一層厳しかった。2016年6月14日 ハンギョレ新聞 チョン・ウンジュ記者

■ハイニックスは安全な仕事場になったのだろうか

2014年7月に<ハンギョレ>が「もう一つの悲劇、ハイニックス」を最初に報道した直後、ハイニックスは直ちに実態調査と補償を行うという意向を知らせてきた。新聞報道から検証委の構成まで3ヶ月しかかからなかった。ハイニックスの迅速で機敏な対応はサムソン電子の態度と比べられる。パノリムはサムソン電子本社の前で「サムソン半導体問題の正しい解決を要求」して、262日目(25日現在)の座り込みを継続している。

ハイニックスの支援の下、独立した外部専門家チームを構成した検証委は、その年の10月から1年余りの間、作業環境測定と化学物質管理実態評価、疫学調査などを行った。「半導体職業病の事案は、見方によっては職業病の因果関係糾明という科学的な問題だけでなく、制度の脆弱性による社会的問題とも見ることができます。検証委員会はこのような性格を勘案して、科学的事実関係の糾明という論争の中だけに留まらず、同時に社会的問題を解いていく努力を傾けました」。先月31日、SKハイニックス産業保健検証委員会が出した白書で、委員長のチャン・ジェヨン(予防医学教室)は検証委の活動の意義をこのように自評した。検証委は前・現職の役職員はもちろん、協力会社の職員まで包括的に補償する内容の支援金体系を準備し、その基準として次の3原則を立てた。最初に、因果関係に拘束されず、幅広い相関性に基盤を置く「因果関係留保の原則」、二番目に、労働者の治療と日常維持に必要な基本水準を支援する「必要に基盤を置いた支援の原則」、三番目に、正当で合理的な差を認める「公平の原則」がそれぞれである。

昨年11月、検証委は「半導体作業場と職業病が疑われる疾患との因果関係については立証し難い」としつつも、会社側に包括的支援・補償案と127項目に及ぶ産業安全保健改善案を提案し、ハイニックスはこれを受け容れた。メディアによる問題提起→会社の対策準備→外部検証システム導入→補償案と、産業保健課題の履行という新しい職業病問題の解決モデルを示したハイニックスは、検証委の活動以後は「安全な仕事場」になったのだろうか？

ハイニックスは今年1月、検証委の勧告通り、独立機構の「支援補償委員会」を設けて、半導体職業病が疑われる事例に関する申請を受け付けた。

1次受付期間の1月25日から4月30日ま

での約3ヶ月で89件が受け付けられ、その後23日現在までに合計135件が受け付けられた。受付は△1999年10月の現代電子とLG半導体の吸収合併以後に、最短1年以上勤めた履歴が確認される役職員、△在職中に自然流産など生殖疾患を発病した役職員、△2世の奇形など子女の疾患は、両親のうち1人が妊娠3ヶ月前から出産の間に製造事業場で常時働いた事実があって、19才になる前に発病した子女、などを対象に、2019年までの今後3年間行われる予定だ。特に半導体労働者の2世まで補償対象に含ませたことは、〈ハンギョレ〉が2014年に半導体労働者の不妊と流産、奇形児の出産など、生殖毒性の問題を最初に報道したことによるもので、半導体職業病の認識水準を一段階高めたという評価を受けるに値する。

5月からは支援補償金の支給もされている。135件の内104件に対して補償決定がなされ、53件には補償金が支給された。ハイニックスの関係者は「残りについてもまもなく補償金の支給手続きに入る予定」と言った。補償金額は正確に知らされていないが、検証委の報告書を見ると、白血病の場合、1億ウォン台の補償金が支給されると伝えられた。

〈ハンギョレ〉が取材の過程で把握した他の被害者も相次いで申請をしている。しかし2世が疾患を病んでいる二つの家族は申請をしなかった。補償がなされるかどうかについて懐疑的で、子会社(SKハイニックスENG)の職員であるという理由で余計な不利益を受けるのではないかと心配したという。

専門家たちは在職者の場合、会社の健康診断で発病の事実が確認されれば、自動的に補償申請がされるようにするのも一方法だと提案する。パノリムのコンユ・ジョンオク博士(産業保健医)は「会社から独立的な機構といっても、職員はどうしても会社の顔色を見てしまう。子会社や協力会社の場合はもっと深刻だと見てい



ハイニックスがメモリー半導体DRAMを生産する京畿道利川工場

る。補償対象疾病によっては、確定すれば自動申請されるような方法も考えてみる時」と言った。

真相調査の究極的な目的は再発防止でなければならない。予防だけが事後補償を防止できるからだ。数百種類の有害化学物質が多量に使われる半導体産業の特性上、再発防止の最も重要な部分は、結局化学物質の管理に帰結される。検証委が、全部で127項目の改善案のうち半分の66項目を、化学物質と作業環境の分野に集中した理由だ。ハイニックスは「127項目の改善案のうち、6月末現在72項目の課題を達成して57%の進展率となっている。来年までに100%を達成する計画」としている。

1995年から2005年まで清州(チョンジュ)事業場でエンジニアとして働き、非ホジキンリンパ腫にかかったKさんは、昨年5月に労災申請をした。

21日、Kさんは保健福祉部傘下の産業安全保健研究所所属の研究者と、法律代理人であるイ・ジョンラン労務士(パノリム常任活動家)と一緒に、労災現場調査の一環として清州事業場を訪ねた。両耳と鼻、左目にリンパ腫が再発して、聴力と嗅覚、左目の視力まで失ったKさんは、自身の力だけではガス漏出地点を探すのが難しく、会社にイ労務士の参加を要請した。会社は法律代理人の現場調査立ち会いに関連す

(17頁につづく)

前線から

関西労働者安全センター 第36回総会を開催

大阪

6月21日、関西労働者安全センター総会を開催した。お忙しい中、参加いただいた方々には御礼申し上げます。専従の病欠などもあり、昨年度につづき十分な報告とはいかなかったが、その中でも相変わらず活動は多岐にわたり、事務局員各々が精一杯の働きを行っている。できる範囲のみで満足することなく、来年度も運動の発展を目指し精一杯の取り組む所存である。といった総会報告の後、なにわユニオン書記長(当時・現在は副委員長)の中村研氏による特別講演を行った。

中村氏は3月末から4月初旬にかけて、アメリカのシカゴを訪れ、労働NGOレイバーノーツ大会に参加し、闘う労働者の現場を見聞してきた。アメリカでは労働組合を組織する条件が厳しく、職場

で少人数で労働組合を結成できない労働者の受け皿となるのが労働NGOということである。当然労働NGOはマイノリティの受け皿ともなるわけで、アメリカでは多いメキシコなどのスペイン語圏からの移民労働者、黒人労働者が集まる。中村氏は彼らを訪問した様子や今、アメリカで最も熱い闘いとなっている“Fight for \$15”(時給15ドルのための闘い)に参加する労働者の話やデモ参加について写真やビデオを交えて報告した。



過労死防止大阪センター 設立1年

大阪

過労死防止大阪センターは、2015年3月の発足から早くも1年がたち、4月15日にエル・おおさかにて第2回総会と記念シンポジウムを開催した。発足後、「過労死防止のための対策に関する大

綱」が作られ、厚生労働省主催の過労死防止対策推進シンポジウムを企画し、大阪労働局・大阪府との懇談、大学や自治体での過労死防止講座などに取り組んできた。また啓蒙活動やマスコミへの働きか

けで、徐々にその存在が知られるようになりつつある。しかし、まだまだ1年目は本格的な活動への助走期間ではないかと思われる。次の1年でさらに踏み込んだ活動を期待したい。

記念シンポジウムでは、居酒屋チェーン「和民」で働き、過労により自死した森美菜さんの事件について代理人を務めた玉木一成弁護士と支

若者の過労死と経営者の責任 ～ワタミ事件から何を学ぶか～



玉木一成弁護士

援した全国一般東京東部労働組合の書記長須田光照氏の報告があった。森さんのご両親が起こした損害賠償請求裁判は、ワタミ側の損害賠償のみにとどまらず、謝罪、懲罰的慰謝料、再発防止対策、同僚

社員への不当な天引き額の支払い、さらに渡辺美樹氏のツイッターでの不適切な発言についての謝罪まで勝ち取った和解解決となった。裁判の判決では得られないような項目がい

くつも含まれ、争議の新たな解決の形として注目される。

玉木弁護士によると、今回の解決に至ったのはやはり裁判外でご両親を中心に頑張られた運動の力が大きいという。和解内容、および再発防

止対策は、ワタミのホームページに掲載されている。HP掲載といった項目も、最近のいくつかの過労死事件での和解条件に入れられるようになったものだ。和解金を支払う条件として、内容を公表しないといった秘密条項をつけてくる企業が多い中、すばらしい成果である。

過労死防止法ができたとは言え、過重労働はまだまだなくならない状況であるが、成果を上げている運動の中で、過労死防止大阪センターの取り組みも、今後重要となっていくに違いない。

(15 頁の続き)

る法規がないとして、イ労働士の同行を認めなかった。イ労働士は 23 日<ハンギョレ>との話して「現場同行を拒否したのは昨年 10 月に続いて 2 回目だ。労災で悪名高い韓国タイヤでも労働士の立ち会いを認める。被害労働者に補償をするというハイニックスだが、労災に関する対応はサムソン電子と同じように、幼稚な姿を見せている」と批判した。ハイニックス側は「パノリムの代表格の人物なので、現場の負担になったようだ」と話した。ハイニックス

が「世界最高水準の安全保健模範企業」になるところまでには、思ったより距離があるのか。2016 年 6 月 25 日 ハンギョレ新聞 オースンファン記者

(翻訳：中村 猛)



全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990 年 5 月 2 日に設立されました。
①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。
「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。
「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費（年間購読料）：10,000 円 ●一部：800 円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全
センター
情報

6月の新聞記事から

6/1 戦時中に日本へ強制連行され過酷な労働を強いられたとして、三菱マテリアル(旧三菱鉱業)に謝罪や賠償を求めていた中国人元労働者側は、同社と和解の合意書を取り交わした。三菱側が「歴史的責任」を認め、基金を設けて1人10万円(約167万円)を支払うなどの内容。元労働者3765人全員が対象となり、日本企業の和解では過去最大。

三星化学工業福井工場で複数の従業員らが膀胱がんを発症した問題で、厚生労働省は発がん性物質「オルトトルイジン」を取り扱っていた76事業所のうち、9事業所で計20人が膀胱がんを発症していたとする調査結果を発表。発端の福井工場では新たに1人が確認され計7人となった。同省は有識者による検討会を発足させて労災認定するか議論する。別の会社の化学工場でも、新規の3人を含む計6人を確認した。

6/4 熊本地震の対応に当たっていた熊本県阿蘇市の50代の男性職員が5月下旬に自殺していたことが分かった。熊本地震の対応をした自治体職員の自殺が明らかになったのは初めて。職員は本震後から地震の対応に当たっていた。市は全職員の地震後の勤務状況の把握など労務管理を徹底するよう管理職に呼びかけ、死亡した職員の地震後の勤務状況に問題がなかったかを検証する。

6/8 厚生労働省が公表した2015年度の労働紛争に関する調査結果によると、民事上の労働相談のうち、上司による暴言や無視などの「いじめ」が前年度比7.0%増の6万6566件と過去最多。民事上の労働相談は、計24万5125件で2.6%増えた。「いじめ」以外では、「解雇」は3万7787件と3.0%減ったが、「自己都合退職」は8.7%増の3万7648件と増えた。

全国の私鉄72社(JR以外)でつくる日本民営鉄道協会によると、2015年度に大手私鉄16社の駅員や乗務員が受けた暴力行為は225件にのぼる。02年度は83件だったが年々増え、08年度以降は200件超が続いている。半数近くは午後10時~終電の時間帯に起き、客の7割は酒を飲んでた。10代から60代以上まで年代は幅広く、7割が駅のホームが改札で起きていた。JR旅客6社や公営交通でも暴力行為は相次いでおり、14年度は574件だった。

マタニティーハラスメントに関し、2015年度に都道府県労働局に労働者から寄せられた相談件数が前年度比19%増の4269件に上り、過去最多となった。マタハラに関する相談は、10~14年度の5

年間3200~3600件程度で推移。毎年度約20~30件にとどまっていたマタハラ関連の是正指導の件数も84件に増加した。相談の内訳は、「婚姻や妊娠、出産などを理由とする不利益な取り扱い」が18%増の2650件、「育児休業に係る不利益な取り扱い」が21%増の1619件だった。

6/17 飲食チェーン「しゃぶしゃぶ温野菜」のフランチャイズ店舗でアルバイトしていた男子大学生が、パワハラや脅しなどによって学業に支障が出るほどの長時間労働を強いられたとして、店舗の運営会社「DWE Japan」を相手取って、慰謝料や未払い残業代など約800万円を求める訴訟を起こした。元店長の女性とその夫から、包丁で肩を刺されたり、首をしめられたとして、千葉県警に告訴状も提出した。学生は2015年4月からは122日間連続で働らかせられ、退職を申し出ると暴力を振るわれ、大学の実習や試験を受けられず、希望のゼミに入れられないなどの支障が出た。

居酒屋チェーン「和民」などを展開するワタミで、同社初の労働組合「ワタミメンバーズアライアンス」が結成された。組合員数は約1万3千人で、グループ企業の正社員約1800人とアルバイト約1万1千人が加入した。

6/21 7年前、金券ショップの店長だった大阪市の男性(34)が自殺した件で労働保険審査会が一転して認定。店の定休日にも社長の出張に同行しており、1カ月以上にわたって休まず働いたと判断した。遺族は会社の労務管理のあり方を問い、損害賠償を求めて近く大阪地裁へ提訴する。労働保険審査会の裁決書(1月27日付)によると、男性は06年入社。店長として金券や各種チケットの仕入れ、販売を担当し、08年ごろから店舗を1人で切り盛り、09年4月店の中で首をつって亡くなった。遺族側は、自殺は長時間労働に加え、社長からも厳しく売り上げの拡大を求められ、うつ病を患ったのが原因として12年に労災申請した。国の審査会は男性が淡路島で仕事の打ち合わせに立ち会っていたことなどから、業務命令による同行と判断し、自殺と仕事の因果関係を認めた。

6/26 うつ病などでの労災申請が過去最高となった。厚生労働省によると、長時間労働や、仕事のストレスなどにより、うつ病などの精神障害を発症したとして2015年度、労災を請求した人は1515人。労災認定は472人で、うち自殺や自殺未遂は93人。

2016年夏期カンパのお願い

日頃より当関西労働者安全センターの活動に対し、大きなご支援、ご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

仕事をするという人間として当たり前の行為を原因として、健康を損ない、命を失うという、あってはならない事態がいまも次々と起きています。

有害性が分かっているながら利益のために労働者の命と健康をないがしろにする事業者の行動に、被災労働者の権利を擁護する取り組みを強化することにより対置、ますます変貌する職場環境における新たな労働者の健康被害を防止する取り組みを今後もさらに進めていかねばなりません。

労働組合の取り組みはもとより、医師、科学者、法律家などの専門家の皆さんとも連携し、さらに運動の枠を広げた取り組みが必要とされているところです。

当センターは、そうした取り組みを推進するための活動をさらに強めていかねばなりません。誠に恐縮ではありますが、皆様に本年度も夏期カンパへのご協力をお願いする次第です。どうかよろしくお願いいたします。

2016年7月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功

事務局長 西野 方庸

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259